

1 障がい者(児)に対する主な福祉施策の概要

岡崎市福祉事務所 その1

ページ	8	8	41	7	7	7	6	6	11	14	14	14	14	13	18	19	33	37	60	49	44	52	57	56	58	58	58	61	62	62	47			
障がい区分別対象者	児童扶養手当	市・県道児手当	子ども園・保育園保育料の減免	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	愛知県在宅重度障がい者手当	市中心身障がい者福祉扶助料	心身障がい者扶養共済	心身障がい者医療	母子家庭等医療	後期高齢者福祉医療	自立支援医療(精神通院)給付	自立支援医療(更生)給付	補装具費の支給	日常生活用具費の支給	障がい福祉サービス	自動車改造費の補助	住宅改修費の補助	NHK受信料の免除	障がい者タクシー利用助成	自動車税種別割と自動車税環境性能割の減免	軽自動車税種別割の減免	軽自動車税種別割の減免	市県民税の所得控除	所得税の所得控除	相続税の所得控除	市営住宅の家賃及び駐車場使用料の減免	県営住宅の家賃減額 単身向県営住宅の入居	生活福祉資金の貸付	駐車禁止除外指定車標章			
障がい区分共通施策	○ <small>父または母が重度障がい者</small>	○ <small>父または母が重度障がい者</small>		○ <small>中度以上の障がい</small>	○ <small>在宅</small>	○ <small>2級の一部まで</small>	○ <small>2級まで</small>	○	○ <small>3級まで</small>	○ <small>3級まで</small>	○ <small>父または母が一定の障がいの場合</small>	○ <small>3級まで</small>		○	○	○	○			○ <small>世帯主で2級まで又は視覚・聴覚障がい者</small>	○ <small>3級まで</small>													
身体障がい者(児)障がい区分	視覚																				○ <small>3級まで</small>		○ <small>4級まで</small>	○ <small>4級まで</small>	○ <small>4級まで</small>							1～3級 4級の1 (4級の2)		
	聴覚・平衡機能																						○ <small>3級まで</small>	○ <small>3級まで</small>	○ <small>3級まで</small>								聴覚2級 又は3級 平衡3級	
	音声・言語・そしゃく機能																						○ <small>本人3級まで</small>	○ <small>本人3級まで</small>	○ <small>本人3級まで</small>									
	上肢																						○ <small>2級まで</small>	○ <small>2級まで</small>	○ <small>2級まで</small>								1級 2級の1 2級の2	
	下肢																						○ <small>3級まで</small>	○ <small>3級まで</small>	○ <small>3級まで</small>								1級～ 4級	
	体幹																						○ <small>3級まで</small>	○ <small>3級まで</small>	○ <small>3級まで</small>								1級～ 3級	
	脳原性上肢																						○ <small>2級まで</small>	○ <small>2級まで</small>	○ <small>2級まで</small>								1～2級 (一上肢除く)	
脳原性移動																						○ <small>本人4級まで 家族3級まで</small>	○ <small>本人4級まで 家族3級まで</small>	○ <small>本人4級まで 家族3級まで</small>								1～2級 (3,4級)		
所得・公的年金	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○																	
年齢	子が18歳以下	子が18歳以下		20歳未満	20歳以上	20歳未満			保護者が65歳未満	一部65歳未満	子が18歳以下	後期高齢者保険加入者		18歳以上	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く															
その他	施設入所等は除く	施設入所等は除く		施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	措置入所等は除く	4～6級の筋萎縮症も可	措置入所等は除く	4～6級の筋萎縮症も可	4～6級の筋萎縮症も可			入所・入院中は除く(補装具あり)	在宅給は別外有		改造前申請	在宅															
手続き及び問合せ先(電話)	子育て支援室 手当給付係 (23-6150)	保育課 管理係 (23-6144)		障がい福祉課 障がい1係 (23-6113)					医療助成室 福祉医療係 (23-6148)		障がい福祉課 障がい12係 (23-7674)				障がい福祉課 障がい11係 (23-6113)		審査給付係 (23-6853)	障がい福祉課 障がい11係 (23-6113)						市民税課 市民税1係 (23-6075)		岡崎税務署 (58-6511)		岡崎市住宅管理センター (岡崎市役所内) (23-6326)	三河住宅福祉事務所 (23-1463)	社会福祉協議会 (23-8938)	岡崎労働者福祉センター (23-0110)			

○については事前申請になります。介護保険該当者は、介護保険制度が優先になります。

障がい福祉サービス 介護給付(ホームヘルプ・ショートステイ・施設入所支援等)訓練等給付(自立訓練・就労移行支援・グループホーム等) 児童通所(児童発達支援・放課後等デイサービス等)

地域生活支援事業(在宅重度障がい者等入浴サービス・日中一時支援事業・移動支援事業等)については目次をご覧ください。

上表のほか次の制度もあります。詳細については各関係機関にお問合せください。

ページ	交通機関等の料金割引	問合せ先
45	タクシー運賃割引 迎車料金を除く規定料金の1割引(手帳提示)	愛知県タクシー協会
45	バス運賃割引(市内) 第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳1・2級は本人と介護者、 第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額割引(降車時に手帳提示)	バス営業所
45	JR・私鉄運賃割引 第1種手帳は本人と介護者(介護者がついての割引)(精神障害者保健福祉手帳 JR:対象外 私鉄:要問合せ) 第2種手帳と第1種手帳の単独乗車の場合は片道100kmを超える区間 50%の割引(普通乗車券のみ)(切符購入前に手帳提示)	JR・私鉄営業所 (精神障害者手帳 JR:対象外 私鉄:要問合せ)
47	航空旅客運賃割引(12歳以上) 割引率は航空会社によって異なる(航空券購入前に手帳提示)(国内線に限る)	各航空会社等
46	有料道路通行料の割引 割引可能な車は1台に限定(名義は本人または家族のもの) 精神障害者保健福祉手帳は対象外 第2種身体障がい者手帳は本人運転のみ有効 割引率50% 割引を受けるには証明印が必要(ETC利用者は登録が必要)	手続き先 市役所障がい福祉課 手続きに必要なもの 車検証、手帳、(2種のみ免許証)

ページ	その他の福祉施策	問合せ先
51	携帯電話料金の割引	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 各携帯電話会社
66	市の美術館等入場無料	三河武士のやかた家康館・岡崎城 市美術博物館・おかざき世界子ども美術博物館 各施設
13	自立支援医療(育成医療)給付	障がいの程度を軽くするための医療を要する18歳未満の身体障がい児 市役所障がい福祉課
9	障がい年金等	20歳以上で年金の障がい等級表に定める障がいの状態のかたで支給要件に該当する場合(初診日より問い合わせ先が異なります。)
25	災害時避難行動要支援者 家具転倒防止金具取付事業	身体障がい者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級のかた 市役所障がい福祉課

2 障がい者(児)に対する主な福祉施策の概要

岡崎市福祉事務所 その2

ページ	8	8	41	7	7	7	6	6	11	14	14	14	14	13	18	19	33	49	44	52	57	56	58	58	58	61	62	62	47	
障がい区分別対象者	児童扶養手当	市・県遺児手当	こども園・保育園保育料の減免	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	愛知県在宅重度障がい者手当	市中心身障がい者福祉扶助料	心身障がい者扶養共済	心身障がい者医療	母子家庭等医療	後期高齢者福祉医療	自立支援医療(精神通院)給付	自立支援医療(更生)給付	補装具費の支給	日常生活用具費の支給	障がい福祉サービス	NHK受信料の免除	障がい者タクシー利用助成	自動車税環境性能割の減免	軽自動車税環境性能割の減免	軽自動車税種別割の減免	市県民税の所得控除	所得税の所得控除	相続税の所得控除	市営住宅の家賃及び駐車場使用料の減免	県営住宅の家賃減額 単身向県営住宅の入居	生活福祉資金の貸付	駐車禁止除外指定車標章	
身体障がい者(児)	障がい区分共通施策		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障がい区分	内部障がい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		心臓																												
		じん臓																												
		呼吸器																												
		小腸・ぼうこう・直腸																												
免疫																														
肝臓																														
知的障がい(児)	重度(IQ35以下)A																													
	中度(IQ36～50)B																													
	軽度(IQ51～75)C																													
精神障がい者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	所得・公的年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
制限	年齢	子が18歳以下	子が18歳以下		20歳未満	20歳以上	20歳未満		保護者が65歳未満	一部65歳未満	子が18歳以下	後期高齢者保険加入者		18歳以上	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く													
	その他	施設入所等は除く	施設入所等は除く		施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	措置入所等は除く	4～6歳の脳萎縮症も可	措置入所等は除く	4～6歳の脳萎縮症も可		入所・入院中は除く(補装具あり)	在宅給付は除外															
	手続き及び問合せ先(電話)	子育て支援室 手当給付係 (23-6150)	保育課 管理係 (23-6144)	障がい福祉課 障がい1係 (23-6113)			医療助成室 福祉医療係 (23-6148)		障がい福祉課 障がい1係 (23-6113)			障がい福祉課 障がい1係 (23-6113)		障がい福祉課 障がい1係 (23-6113)		障がい福祉課 障がい1係 (23-6113)		市民税課 諸税係 (23-6075)		市民税課 市民税1係 (23-6082)		岡崎税務署 (58-6511)		三河住宅管理センター (23-6320)		社会福祉協議会 (23-6338)		岡崎税務署 (23-6310)		

○については事前申請になります。介護保険該当者は、介護保険制度が優先になります。

上表のほか次の制度もあります。詳細については各関係機関にお問合せください。

ページ	交通機関等の料金割引	問合せ先
45	タクシー運賃割引 迎車料金を除く規定料金の1割引(手帳提示)	愛知県タクシー協会
45	バス運賃割引(市内) 第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳1・2級は本人と介護者、 第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額割引(降車時に手帳提示)	バス営業所
45	JR・私鉄運賃割引 第1種手帳は本人と介護者(介護者がついで割引)(精神障害者保健福祉手帳 JR:対象外 私鉄:要問合せ) 第2種手帳と第1種手帳の単独乗車の場合は片道10.0kmを超える区間 50%の割引(普通乗車券のみ)(切符購入前に手帳提示)	JR・私鉄営業所 (精神障害者手帳 JR:対象外 私鉄:要問合せ)
47	航空旅客運賃割引(12歳以上) 割引率は航空会社によって異なる(航空券購入前に手帳提示)(国内線に限る)	各航空会社等
46	有料道路通行料の割引 割引可能な車は1台に限定(名義は本人または家族のもの) 精神障害者保健福祉手帳は対象外 第2種身体障がい者手帳は本人運転のみ有効 割引率50% 割引を受けるには証明印が必要(ETC利用者は登録が必要)	手続き先 市役所障がい福祉課 手続きに必要なもの 車検証、手帳、(2種のみ免許証)

ページ	その他の福祉施策	問合せ先
51	携帯電話料金の割引 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	各携帯電話会社
66	市の美術館等入場無料 三河武士のやかた家康館・岡崎城 市美術博物館・おかさき世界子ども美術博物館	三河武士のやかた家康館 各施設
43	自立支援医療(育成医療)給付 障がいの程度を軽くするための医療を要する18歳未満の身体障がい児	市役所障がい福祉課
9	障がい年金等 20歳以上で年金の障がい等級表に定める障がいの状態の かたで支給要件に該当する場合(初診日より問い合わせ先 が異なります。)	市役所国保年金課・ 年金事務所・共済組合
25	災害時避難行動要支援者 家具転倒防止金具取付事業	身体障がい者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級のかた 市役所障がい福祉課